

## 「専門実践教育訓練給付金」の 対象講座についてのお知らせ

厚生労働省では、中長期的なキャリアアップを支援するため、厚生労働大臣が専門的・実践的な教育訓練として指定した講座を受講した場合に、専門実践教育訓練給付金を支給する制度があります。

和歌山県内の対象となる講座は、以下のとおりです。

厚生労働省のホームページでは、全国の一般教育訓練・専門実践教育訓練の指定講座を掲載しておりますので、ご覧ください。

(「教育訓練給付金」で検索願います。)

### 【和歌山県内の専門実践教育訓練講座】

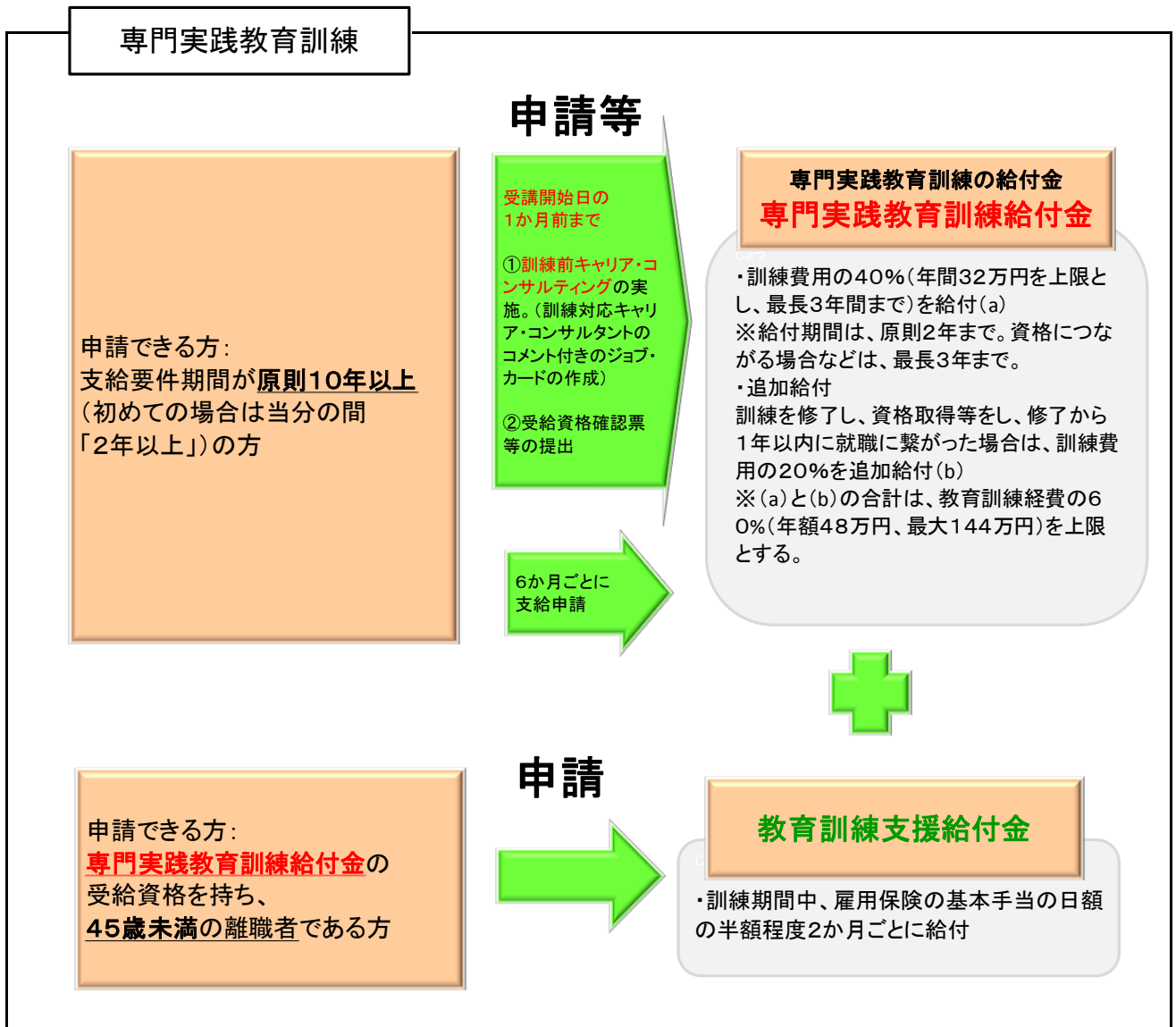
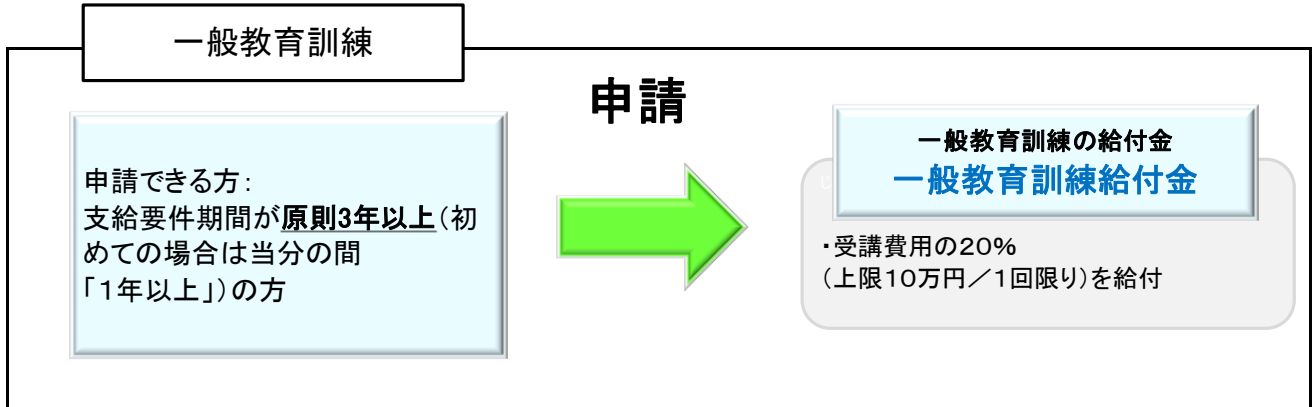
○平成28年4月開講講座

項番	目標とする資格等名称	施設名	講座名	実施方法	昼夜	訓練期間
1	介護福祉士	和歌山YMCA国際福祉専門学校	介護福祉科	通学	昼間	24ヵ月
2	介護福祉士	和歌山社会福祉専門学校	介護福祉科	通学	昼間	24ヵ月
3	美容師	大原簿記法律&美容製菓専門学校和歌山校	美容コース	通学	昼間	24ヵ月
4	看護師	和歌山医師会看護専門学校	看護学科	通学	昼間	36ヵ月
5	看護師	和歌山県立高等看護学院	看護学科一部	通学	昼間	36ヵ月
6	税理士	大原簿記法律&美容製菓専門学校和歌山校	税理士・会計士学科 税理士コース	通学	昼間	24ヵ月
7	公認会計士	大原簿記法律&美容製菓専門学校和歌山校	税理士・会計士学科 公認会計士コース	通学	昼間	24ヵ月



# 教育訓練給付制度の概要

教育訓練には、「一般教育訓練」と「専門実践教育訓練」の2種類があります。



※現在、雇用保険の一般被保険者であるか、また一般被保険者であった(喪失日以降、受講開始日までが1年以内)など、一定に要件を満たす方が対象です。

(住居所管轄のハローワークでは、支給要件照会が可能です。)

教育訓練給付金の支給要件等の詳細については、住居所管轄のハローワークにお問い合わせください。

教育訓練給付制度(専門実践教育訓練)についてはこちらまで

[http://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/koyou\\_roudou/shokugyounouryoku/career\\_formation/kyouiku/](http://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/koyou_roudou/shokugyounouryoku/career_formation/kyouiku/)

